

令和4年4月18日

各県立学校長様

体育保健課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する報告について

このことについて、下記により報告願います。

記

1 県教育委員会への報告

(1) 陽性報告

【報告様式】

「児童生徒等のCOVID-19感染報告用紙 (R4.4)」 1名につき1ファイル

- 陽性確認後、すみやかに作成し、体育保健課に電子メールにて都度報告
宛先は保健安全担当の内2名を指定すること
- 「みなし陽性」は陽性報告不要 → 「(2) 陽性以外の報告」

(2) 陽性以外の報告

【報告様式】

- ① 「学校 (学校附近) 感染症の発生について (報告)」 (様式第7号) 1部
 - ② 「児童生徒等の出席停止について (報告)」 (様式第9号) 1部
 - おおよそ1ヶ月分を作成し、①②を揃えて体育保健課あてに郵送 (公印不要)
 - 様式第7号の「病名」と様式第9号の「理由」は、全て「新型コロナウイルス感染症関連 (※)」とする (詳細は記載不要)
- ※ 幼児児童生徒本人に以下の理由があり、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止を命じた者については、全て「新型コロナウイルス感染症関連」として報告する

- ・ 発熱や咳等の症状がみられる者
 - ・ PCRまたは抗原検査の結果「陰性」だった者 (「様式第9号の2」は廃止)
 - ・ 「みなし陽性」と言われた者
- 上記の他、学校が知り得た情報により、感染の疑いやおそれがあると判断した者

(3) 次の者は報告不要

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由がある場合に、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とした者。

2 出席停止の期間の目安について (令和4年4月18日時点)

(1) 陽性と診断された者

→ 本人を対応している保健所の指示内容に従うこと

※ 株の種類や、症状の有無、検査や治療などにより異なる場合がある

(2) 保健所から濃厚接触者と特定された者

→ 7日間自宅待機（8日目に解除）

ただし、無症状であれば、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査（注1）を実施して2回とも陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能（注2）

注1 薬事承認された抗原定性検査キットを用いること（自費検査）

注2 本人を対応している保健所に事前に相談すること

(3) 上記の他、学校が知り得た情報により、感染の疑いやおそれがあると判断した者

→ 症状等により保健所、学校医その他の医師の助言に基づき判断

3 保健所への報告（学校保健安全法施行令第五条）

「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（Ver.8）」（P61）に基づき、衛生主管部局との連携による地域の感染状況を把握するため、「学校等欠席者・感染症情報システム」（学校サーベイランスシステム）への入力にご協力ください。

入力方法については、「学校等欠席者・感染症情報システム」にログインし、各自でマニュアルをダウンロードしてください。

4 その他

学校において予防すべき感染症（第一種～第三種感染症）が発生した場合

【報告様式】

①「学校（学校附近）感染症の発生について（報告）」（様式第7号）

1つの感染症につき1部作成すること。（同種の感染症であれば1枚にまとめる）

②「児童生徒等の出席停止について（報告）」（様式第9号）

出席停止理由（病名）が複数ある場合は、様式第9号を別々に作成する必要はありません。（順不同）

● おおよそ1ヶ月分を作成し、①②を揃えて体育保健課あてに郵送（公印不要）

〈法的根拠〉

【学校保健安全法施行令】

第七条（出席停止の報告）

校長は、前条第一項（第六条「出席停止の指示」）の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

第二十条（出席停止の報告事項）

令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

様式第7号及び様式第9号
にはクラス・性別の記載不要

本件連絡先
兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：平澤）
電話 078-362-3789 FAX 078-362-3959